

シルバーホンシステム事業（救急通報）

脳・心臓・呼吸器の慢性疾患により日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある 65 歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯、および同居家族が仕事等のため高齢者が日中独居になる高齢者に対して、家庭内で緊急事態に陥った際、取り付けた機器の非常ボタンを押すことで機器に登録してある通報先(協力員)に通報できるシステムの機器を貸与及び取り付けます。

《対象者》

- ① ひとり暮らしの方で、**脳血管疾患、心疾患、呼吸器疾患等の慢性疾患**があるなど、日常生活を営むうえで**常時注意を要する状態**（以下「要注意状態」という。）にある方。
- ② 高齢者のみの世帯の方で、その**世帯に属する方のいずれもが要注意状態**にある方。
- ③ 同居者の就労等の理由により、6 時間以上要注意状態の方のみとなる日が週 3 日以上となる方。

《対象外（利用できない方）》

- ① **定期巡回・随時対応型訪問介護看護**又は**夜間対応型訪問介護**を利用している方
- ② **重度身体障害者等救急通報システム事業**を利用している方。
- ③ シルバーホンシステムと**同等の機能を有するものが設置されている施設**に居住している方
- ④ シルバーホンシステムに係る**機器を操作することができない方**

※**歩行障害、骨折、易転倒性の疾病は対象外、認知症、精神疾患等も対象外です。**

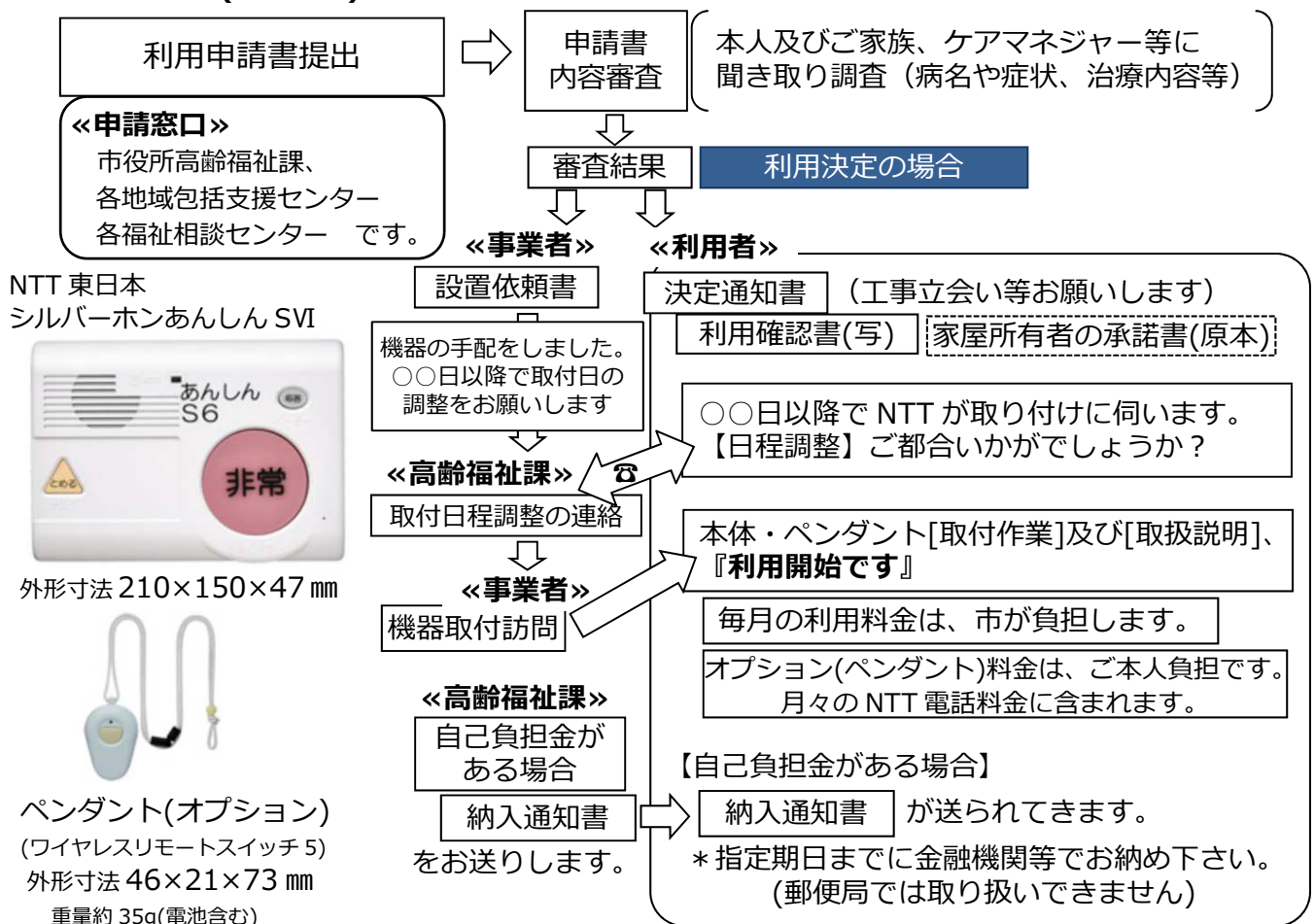
シルバーホンシステム事業では生命の危険を伴う慢性疾患（脳血管疾患・心疾患・呼吸器疾患など）を想定しています。

注意 1） 電話回線が、**NTT アナログ回線**でないと利用できません。（NTT 東日本から請求書が来ていますか？）

注意 2） シルバーホンシステムは非常ボタンを押すことで「協力員」(申請書裏面の緊急連絡先)へ通報します。

注意 3） 「協力員」に**自宅のカギ**をお預け下さい(1 か所以上)。

《申請から取付(利用開始)までの流れ》



裏面へつづきます。

「シルバーホーンシステムのしくみと内容」

利用申請書「裏面」に申し出のあった緊急連絡先を、機器にあらかじめ登録してありますので、「非常」ボタンを押すことで、以下のように**緊急連絡先(協力員)**に通報されるしくみです。

体の調子が悪いときなどに、登録してある通報先に通報できます。

①

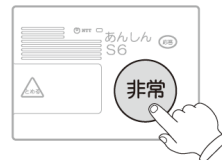
「非常」を押します。

スピーカから「ピーポー、ピーポー、ピーポー、緊急通報」という警報音と警報メッセージが流れ、電源ランプと非常ランプが点滅します。

通報先に電話がつながると非常ランプが点灯し、「こちらは(電話番号)です。緊急通報。ピー、ピー」という通報メッセージがスピーカからと相手の方の両方に流れます。

応答ランプが点灯します。

※メッセージや緊急連絡先は、ご自身で変更することができます。



②

マイクに向かってお話しします。

通報メッセージが終わったあとにお話してください。

※電話がつながるとハンドフリーでお話することができます。

③

お話しが終わったら、「とめる」を押します。

非常ランプと応答ランプが消え、電源ランプが点灯し、通報を終了します。



応答：お願いします。

【協力員】



こちらは〇〇です
緊急通報
緊急通報

応答：近所の〇〇です。今からそちらに向かいましょうか？(カギを預かってますから)



オプション機能

■ ペンダントを使って、本体から離れたところでも通報できます。

「費用について」

- 初期設置費用 3,190 円……利用者のうち市民税が課税されている世帯の方は初期設置時にご負担いただきます。(利用者の属する世帯全員が市民税非課税の場合は費用負担なし)
- ペンダント（オプション）【自己負担】
 - 工事費 440 円……利用を希望した方は、初期設置時にかかります。
 - 月額利用料 220 円……毎月の NTT 東日本からの請求書に含まれて請求されます。
- 毎月の基本料金は、市が負担いたします。
- 不要となった場合の撤去費用は、自己負担になります。

★利用上の注意事項

シルバーホーン（ペンダント含む）一式は、NTT 東日本からの貸与品です。

不要となった場合は、下記「問合せ先」までご連絡ください。

また、破損・故障・紛失された場合は、弁償していただくこともあります。

「問合せ先」 立川市福祉保健部高齢福祉課業務係
電話 042-523-2111 内線 1475